

負担金の納付方法は？

納付方法

- 5年間で、毎年度4期に分けて計20回で納めていただきます。
- 市指定の金融機関で納めていただきます。
- 口座振替の方法もあります。(分割納付のみ)
- 一括で納めていただく方は報奨金が受けられます。

負担金の納期

年度	期別	納期	分割	一括納付
毎年度 (1~5年間)	第1期	8月1日から同月31日まで	○	○
	第2期	10月1日から同月31日まで	○	×
	第3期	12月1日から同月25日まで	○	×
	第4期	翌年2月1日から同月末日まで	○	×

一括で納付された場合の報奨金

- 一括納付された場合は、下表に示す率の報奨金が受けられます。
- 1年度目の第1期に全額納付された場合は、**17%の高率となります。**
- 報奨金を受けるには、各年度の第1期の納付期限までに納めていただく必要があります。**第1期の納期が過ぎてから一括納付されても報奨金は受けられません。**
- 負担金の徴収猶予、または減免を受けた土地は、一括納付されても報奨金は受けられません。

一括納付の納期及び報奨金算定率

納期		報奨金算定率
1年度目	第1期に全額納付した場合	17%
2年度目	第1期に残額を全額納付した場合	12%
3年度目		9%
4年度目		6%
5年度目		3%
毎年度の第1期にその年度の4期分をまとめて納付した場合		3%

申告から納付までの流れ

